

取締役の法令遵守義務違反責任における 賠償責任金額の「合理化」

競争法フォーラム 2024/03/22

第2部 独禁法違反と取締役の責任・代表訴訟

得津晶（一橋大学ビジネスロー専攻）

[mailto: a.tokutsu@r.hit-u.ac.jp](mailto:a.tokutsu@r.hit-u.ac.jp)

本日の内容

1. 近時の株主代表訴訟における高額賠償事案の登場
2. 取締役の対会社責任の趣旨—検討の前提
3. 制裁目的論からの立論—「転嫁否定」論
4. 要件ごとの検討
 - (1) 任務懈怠要件と帰責事由の不存在
 - (2) 会社の損害と相当因果関係
5. おわりに

1. 近時の株主代表訴訟における高額賠償 事案の登場

- 東電事件（東京地判令和4・7・13LEX/DB25593168）
13兆円超もの損害賠償責任
- 世紀東急工業事件（東京地判令和4・3・28資料版商事459号131頁、東京高判令和5・1・26
（令和4年（ネ）2134号））
独禁法違反による課徴金額（18億円超）を任期に応じて取締役の責任を肯定
- 東芝不正会計事件（東京地判令和5・3・28資料版商事法務473号87頁）
米国会計基準違反による有価証券報告書虚偽記載において取引所へ支払った上場契約違約金と信用毀損1億円を取締
役の責任として肯定
Cf. 東京高判令和6・3・6：原告適格喪失を理由に訴え却下
- 共通点
 - 東京地裁の同一法廷・同一裁判長によってなされた判決
 - 会社資産の私的流用など取締役の個人的利益のための任務懈怠（利益相反的な要素・講学上の忠実義務違反）は
存在しない

⇒本報告の問題

（独占禁止法との関連性の高い世紀東急工業事件を念頭）

- 法令違反における会社に対する制裁を取締役の個人責任に転嫁できるか
- 取締役の個人責任のいかに「合理化」するのか？（≠責任の減額）

2. 取締役の対会社責任の趣旨—検討の前提

- 「合理化」？ → 取締役の対会社責任制度（+ 株主代表訴訟制度）の目的は？
- 「不利益の補てん」（損害填補）
最判平成9・7・11民集51巻6号2573頁：懲罰的損害賠償の外国判決の承認執行を否定
最判平成5・3・24民集47巻4号3039頁：遺族年金額の損益相殺的調整
⇕ 対立？
- 「抑止」的要素（江頭憲治郎『株式会社法〔第8版〕』490頁）
会社法上の責任制限制度（会425-427）の正当化
⇒ いずれも「責任を拡大させる方向」の議論ではない？

3. 制裁目的論からの立論—「転嫁否定」論

- それぞれ制裁の制度目的に従って転嫁を一律に禁止すべき

- 刑事法上の罰金（刑事罰）

- 刑罰の一身専属性・法人重課の趣旨に反する・二重処罰の禁止

- 課徴金

- 独禁法上のリニエンシー制度のインセンティブを阻害

↑ ×

- 裁判例の大勢：一律禁止は結論として認めていない

↑

学説（サイレントマジョリティ）のバックアップ：

最適な「抑止」の観点

- 日本法上のサンクションの過少さを民事責任が補充

⇒ 一律否定ではなく個別の要件ごとの調整によってしか達成できない

4. 要件ごとの検討

- 取締役の対会社責任—債務不履行責任（民415）の特則

要件事実

- ① 任務懈怠—債務不履行
- ② 会社の損害
- ③ （①と②の間の）相当因果関係

抗弁事由

- ④ 帰責事由の不存在（参：会428I）

4. 要件ごとの検討

(1) 任務懈怠要件と帰責事由の不存在

- 法令遵守義務違反がいかなる場合に任務懈怠を基礎づけるか？

かつて：制限説vs非制限説—法令の範囲の問題

H17改正前商法：最判平成12・7・7で非制限説を採用



「無過失」「過失」の問題に

近時：債権法改正以降の「帰責事由」概念

不法行為の「故意」「過失」とは異なる概念である理解が浸透

- 民法学者の議論ではそもそも手段債務には「本旨不履行」要件1本化

↓挫折？妥協？

- 「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」

→結局のところ「債務者の契約上の義務違反」について立証責任を分配したに過ぎない？

4. 要件ごとの検討

(1) 任務懈怠要件と帰責事由の不存在

- 法令遵守義務違反の要素
 - 法の不知は赦さず→厳格責任？
 - 最判平成12・7・7：法令違反認識可能性基準→あてはめが重要
東電事件では安易に「認識可能性」が認められすぎ？
 - 法解釈が分かれている場面
会社の利益のため（リーガル・ジャッジメントルール）の免責
発見されない可能性・エンフォースされない可能性は勘案されない
- ⇒ 「法令違反の認識可能性」の程度や法解釈が分かれていることを理由とする免責には取締役責任を「合理化」する可能性

4. 要件ごとの検討

(2) 会社の損害と相当因果関係

- 会社が利益を獲得している場合：損害がないor損益相殺（的調整）
かつて：公序良俗違反による相当因果関係の切断—不法原因給付類推適用
東京地判平成6・12・22判時1518号3頁（贈賄行為）



民法の議論：「不法原因給付」の範囲をより限定

法的非難可能性の高低の問題ではなく、違法性を基礎づける法律の目的を実効的に達成するために利益をどこに帰属させるのが妥当かという政策判断

=法令違反の実質的な決定権限に利益を帰属させない手段としての「不法原因給付」

かつて「所有と経営の分離」→現在、機関投資家による株式保有の再集中

スチュワードシップコードなど機関投資家に会社の基本方針の決定への関与の期待（エンゲージメント、Board 3.0）

→株主側（=会社側）にも裁量的に利益を残存させないために損益相殺を認めるべき

Cf. 独禁法違反の課徴金—8割が不当利得、2割が社会的損害

5. おわりに

- 取締役責任の「青天井化」を一律に否定する万能薬はない
→しかし、個別の要件ごとの対応であれば可能性
- (1) 任務懈怠または帰責事由の不存在
 - 法令違反の認識可能性の認定基準
 - 法解釈の分かれている場面での取締役の裁量
- (2) 会社が法令違反から利益を得ている場合
 - 損害の有無ないし損益相殺